

生産緑地買取申出必要書類一覧表《死亡の場合》

申請書類: 正副2部(副は写しでも可)

提出書類	備考
買取申出書	・実印を押印 ・申出者が複数いる場合や複数筆の申出をする場合は、裏面の記入例を参照 ※複数筆の申出の場合、それぞれの筆の買取り希望価格を記載して下さい。
	申出者について 【相続登記が完了している場合】 新たな法定相続人全員の名前で申請
	【相続登記は未完了だが、遺産分割協議書で相続人が決まっている場合】 遺産分割協議で決まった相続人全員の名前で申請
	【相続登記が未完了で、遺産分割協議がまだの場合】 現在の法定相続人全員の名前で申請
印鑑登録証明書(原本)	・申出者が複数人の場合は全員分必要(筆に係らず原本一通) ・発行から3ヵ月以内のもの
位置図(1/2500程度)	・住宅地図又は1/2500の白地図等に申出地の位置を明示したもの
土地登記簿謄本	・筆ごとに原本1通(写しでも可) ・登記事項要約書は不可 ・発行から3ヵ月以内のもの ※分筆し、一部分だけ申出をする場合、生産緑地として残す部分の土地登記簿謄本も添付して下さい。
公図	・発行から3ヵ月以内のもの(写しでも可)
主たる従事者証明書(原本)	・事前に農業委員会に申請し、証明書の交付を受けてください。
※相続登記が完了している場合は、以下の書類は不要です。	
主たる従事者の戸籍(除籍)謄本(原本)	・主たる従事者の死亡及び法定相続人全員を特定できるもの (戸籍(除籍)謄本で法定相続人全員を特定できないときは改製原戸籍等も提出して下さい。)
相続関係図(写)	・被相続人と法定相続人の関係、死亡年月日の分かる家系図
遺産分割協議書(写) (分割協議がされている場合のみ)	・買取申出の生産緑地の相続人を確認するためのもの
《申出地に所有権以外の権利(抵当権や地役権等)がある場合》	
権利を消滅させる旨の書面	・「買取る旨の通知書の発送を条件として、当該権利を消滅させる」旨を記した書面 ・所有権以外の権利を有する者が複数いる場合は、権利者ごとに作成して下さい。 ・権利抹消確約書を得ることができない場合、それらの権利を抹消したうえで、買取申出を行って下さい。
【相続等の納税猶予が設定されている場合】	謄本上抹消されていない場合は、以下のどちらかの書面を提出して下さい。 ・税務署の受付印が押印された相続税の免除届出書(写) ・税務署が発行した担保物解除書(写)
《代理人が申出をする場合》	
委任状	・申出者全員の記名、押印が必要

※その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

※買取申出事由発生から一定期間経過している場合、買取申出ができない場合があります。

※印鑑登録証明書は現住所が記載されているものを提出して下さい。

※原本還付を希望される場合は、決裁後に還付します。(右の記入例を参照)

原本還付を希望する書類の写し(右端)に、「原本と相違ありません。」と記載し、申出者の印を押印して下さい。

【記入例】

原本還付希望

原本と相違ありません
(印)